



固定資産税・都市計画税(第3期分) 納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第3期分)の納期限は、12月25日(月)です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆さんのために大切に活用します。市税へのご理解と納期内の納付をお願いします。

問合せ なんば市税事務所 固定資産税グループ

TEL 4397-2957(土地)、2958(家屋)

※問合せ可能日・可能時間(平日9時～17時30分(金曜日は9時～19時))

固定資産税(償却資産)については、

問合せ 船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ

TEL 4705-2941 **FAX** 4705-2905

※問合せ可能日・可能時間(平日9時～17時30分)

西区・大正区・浪速区・港区合同 **先着順**

「2023第39回にし人権展」をお届けします 共生社会の実現に向けて～ともに支えあい ともに生きる～

今年度の人権展の4つのテーマである「こどもの人権問題」、「外国につながる方の人権」、「同和問題(部落差別)」、「犯罪被害者など支援」について講演会を開催します。イベントも同時開催しますので人権をより身近に感じてもらうきっかけになればと思います。

- 日時**
- 12月5日(火) 14時～15時30分(13時30分開場)
 - 12月6日(水) 10時30分～12時(10時開場)
 - 12月7日(木) 14時～15時30分(13時30分開場)
 - 12月8日(金) 14時～15時30分(13時30分開場)
 - 12月9日(土) 14時～16時
 - 12月10日(日) 10時～12時

場所 ハウスビルシステム西区民センター(西区北堀江4-2-7)

内容 ①こどもの人権問題

こども達の笑顔を守るために私達に出来ること
講師:島田 妙子さん((一財)児童虐待防止機構オレンジCAPO理事長)

②外国につながる方の人権(多文化共生)

多様化する外国につながる方の人権について
講師:田村 太郎さん((一財)ダイバーシティ研究所代表)

③同和問題

人間は無条件で尊重すべきもの、認めあうべきもの
講師:清原 隆宜さん(西光寺住職)

④犯罪被害者など支援

犯罪被害者とその家族を支え寄り添う地域になってほしい

講師:武 りり子さん(少年犯罪被害当事者の会代表)

⑤イベント:人権落語 落語家:月亭 文都さん

⑥イベント:人権映画「地球が動いた日」

※すべての講演会、イベントの内容については、特設ホームページでも視聴できます。



特設ホームページも開設します。

多様な人権課題についての情報、啓発記事や動画を掲載しており、西区内の小・中学校の児童・生徒から募集した人権啓発作品も掲載しています。特設ホームページ以外にもタブロイド紙(新聞型冊子)を配布しますので併せてご覧ください。掲載期間:12月1日(金)～令和6年1月31日(水)

問合せ 区 市民協働課(教育・学習支援)

TEL 6647-9743 **FAX** 6633-8270

くらしの相談

内容	日時	場所	問合せ
法律相談 定員8名(組)(先着) 要予約(電話)	12月6日(水)、 13日(水)、20日(水) 各13時～17時	浪速区役所	予約専用AI電話 050-1808-6070 予約受付:相談日の1週間前の12時より相談日前日の17時まで(24時間受付) ※1名(組)30分以内(相談後に弁護士が記録を作成する時間や入れ替わりの時間なども含みます)。 区 総務課(企画調整) TEL 6647-9683 FAX 6633-8270
行政書士による相談 (相続、入管、帰化など) 予約不要	令和6年1月5日(金) 13時～15時		区 総務課(企画調整) TEL 6647-9683 FAX 6633-8270
行政相談 予約不要 (国の行政全般の苦情・要望)	12月13日(水) 10時～12時		
社会保険労務士による相談 (労働、年金、保険など) 予約不要	12月21日(木) 13時～16時		
犯罪被害者等支援のための総合相談窓口 予約不要	9時～17時30分 (土日祝日・年末年始を除く)	市民局人権企画課 (市役所4階)	市民局人権企画課(市役所4階) TEL 6208-7489 FAX 6202-7073
ひとり親家庭相談 (離婚前相談を含む) 要予約(電話)	毎週火・木曜日 各9時15分～17時30分 (祝日・年末年始を除く)	浪速区役所	区 保健福祉課(子育て支援) TEL 6647-9895 FAX 6644-1937
くらしの困りごと相談 予約不要	9時～17時30分 (土日祝日・年末年始を除く)	浪速区役所4階	くらしサポートセンターなにわ TEL 6536-8861 FAX 6536-8864
専門相談員による 人権相談 (電話・面談・FAX・電子メール)	人権啓発・相談センター 相談専用電話番号 ▶ TEL 6532-7830(なやみゼロ) FAX 6531-0666 電子メール相談専用アドレス ▶ 7830@osaka-jinken.net 相談受付 ▶ 平日9時～21時、日曜・祝日9時～17時30分 土曜日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く		

日曜法律相談

先着順 要予約

日時 12月24日(日) 13時～17時 **場所** 鶴見区役所(鶴見区横堤5-4-19)、平野区役所(平野区背戸口3-8-19)

定員 16名(組) **予約受付** 12月15日(金)12時～23日(土)17時(24時間受付) **TEL** 050-1807-2537

ナイター法律相談

先着順 要予約

日時 令和6年1月23日(火) 18時30分～21時 **場所** 天王寺区民センター(天王寺区生玉寺町7-57)

受付方法 行政オンラインシステムにて12月8日(金)12時から令和6年1月22日(月)17時まで **定員** 32名(組)

※オンライン予約で定員に満たない場合は、相談日当日18時時点の来場者で抽選を行います(18時受付終了)。

詳しくはホームページをご覧ください

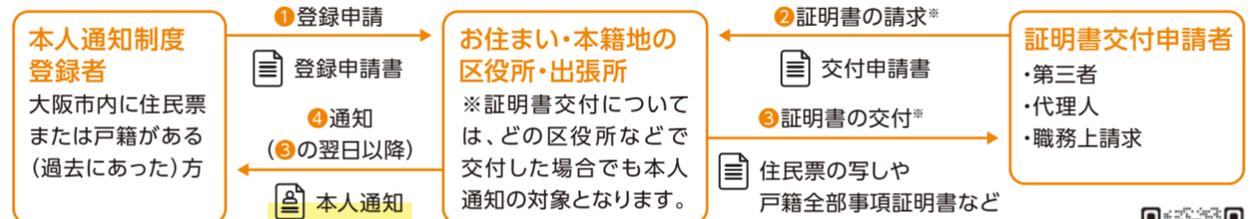


問合せ 大阪市総合コールセンター **TEL** 4301-7285 **FAX** 6373-3302

「本人通知制度」をご存知ですか?

大阪市では、委任状を偽造して本人になりすました不正な請求や、使用目的を偽って証明書を不正に取得する事案などの不正な請求を抑止し、個人の権利の侵害の防止を図ることを目的として、「本人通知制度」を実施しています。「本人通知制度」のご利用には、お住まい(または本籍地)の区役所(または区役所出張所)での登録申請が必要です。郵便などでも受け付けしています。

本人通知制度の流れ



①登録申請は、代理人や郵送などによる申請も可能です。

本人通知制度の詳細についてはこちらから

問合せ 区 窓口サービス課(住民情報) **TEL** 6647-9963 **FAX** 6633-8270

